

NCD Audit 部会規則

制定 2024 年 12 月 19 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この部会は、日本泌尿器科学会 NCD Audit 部会(以下「部会」という)と称する。

第 2 章 目的および活動

(目的)

第 2 条 部会は、日本泌尿器科学会専門医制度審議会（以下「審議会」という）のもとに、NCD データを利用した報告・論文の質を担保するため、NCD登録データの「入力内容」の真正性について監査を行う。

(活動)

第 3 条 部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)対象施設が登録した NCD データの「入力内容」について監査を行う。
- (2)その他、審議会あるいは部会が必要と認めた事項。

第 3 章 構成および部会員

(構成)

第 4 条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名(ただし理事を含むものとする)。
- (2)その他、部会が必要と認める者。

(部会員の選任)

第 5 条 部会員は、部会長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 部会員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(部会員の任期)

第 6 条 部会員の任期は 2 年とし再任は妨げない。ただし、継続して 2 期を超えることはできない。

2 補充により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長および副部会長)

第 7 条 部会に、部会長を置く。部会長は理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長は、部会における審議決定事項を審議会に報告する。審議会は報告された審議決定事項を審議し、理事会の議決を経なければならない。
- 4 部会に、部会長の指名により、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第 4 章 会 議

(部会の開催、議決)

第 8 条 部会の開催は、部会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

2 議事は、出席した部会員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会員以外の者の出席)

第 9 条 部会が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

2 理事長は、必要であれば部会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第 10 条 部会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第 5 章 補 則

(規則の変更)

第 11 条 本規則を変更する場合には、部会及び審議会の議決を経て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、2023 年 6 月 23 日から適用する。